

○アフガニスタン難民に係る物資協力の実施について

(平成13年10月5日
閣議決定)

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、アフガニスタン難民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成13年度において、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）に対し、現在、パキスタン・イスラム共和国においてアフガニスタン難民に対し行われているUNHCRの活動に協力するために必要な

(1) テント	315張
(2) 毛布	200枚
(3) スリーピングマット	20枚
(4) 給水容器	400個
(5) ビニールシート	75枚

を無償で譲渡し、それらに必要な役務を予算の範囲内において無償で提供する。

説 明

- 1 アフガニスタンにおいては、紛争が長期にわたる上、本年9月11日に発生した米国同時多発テロ事件後、同国国民が紛争の影響を回避すべく、同国内外に大規模な移動の動きを見せており、今後、最大150万人がアフガニスタン近隣諸国に、うち100万人がパキスタンに難民として流入するおそれがあるとされている。
- 2 このような状況に対し、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、パキスタン・イスラム共和国等のアフガニスタン近隣諸国において、人道的な国際救援活動を実施している。
- 3 今般、UNHCRから我が国政府に対し、パキスタン・イスラム共和国におけるUNHCRの活動に早急に必要なテント、毛布、スリーピングマット、給水容器、ビニールシートの譲渡要請がなされたものである。